

丹波市電気自動車用急速充電設備更新事業 -公募型プロポーザル仕様書-

1 事業の名称

丹波市電気自動車用急速充電設備更新事業（以下「本事業」という。）

2 事業の目的

丹波市（以下「本市」という。）では、2050年までに市域から排出される二酸化炭素を実質ゼロ（ゼロカーボン）とすることを目指すため、令和4年12月27日に、「丹波市ゼロカーボンシティ宣言」を丹波市長と丹波市議会議長の連名で表明した。

充電インフラ整備により、電気自動車（以下「EV」という。）をはじめとする次世代自動車の普及を図り、丹波市ゼロカーボンシティの実現を進めることを目的とする。

3 事業の概要

本事業は、本市が所有する電気自動車急速充電設備（配線等の附帯設備を含む。以下「EV充電設備」という。）の撤去、EV充電設備の設計、設置工事、維持管理、充電設備の利用システム等の整備・運用、事業終了後の撤去費用等の必要な経費のすべては、事業者が負担するものとする。

以下に示す設置場所のうち、2か所以上のEV充電設備について更新を行うこと。

（1）現設備の設置場所及び所在地

	設置場所	所在地
①	丹波市役所 本庁舎	兵庫県丹波市氷上町成松字甲賀1番地
②	丹波市役所 春日庁舎	兵庫県丹波市春日町黒井811番地
③	丹波市役所 山南支所	兵庫県丹波市山南町谷川1110番地
④	丹波市役所 市島支所	兵庫県丹波市市島町上田448番地1

※設置場所については別紙図面参照

※直近の利用状況については別表参照

（2）現設備の詳細

①丹波市役所 本庁舎

設置時期	平成26年（2014年）3月
製造者	株式会社 ハセテック
製造番号	3Q052
型式	QC03-3P3W-EN
定格出力容量	44kW
撤去設備	・電気自動車用急速充電器：1基 ・分電盤（KJ-A）：1基 ・EM電線（CET100°）：ブレーカー～急速充電器

撤去設備	・ 鋼管ポール (8m) : 1 本 ・ 支線 : 1 本 ・ 照明 (LED20 形) : 1 基 ・ EM 電線 (IE1.6×3) : 外灯～外灯スイッチ ・ EM 電線 (CE3.5-3C) : 外灯スイッチ～分電盤 ・ EM 電線 (IE14°) : 分電盤～アース
------	--

②丹波市役所 春日庁舎

設置時期	平成 26 年 (2014 年) 3 月
製造者	株式会社 ハセテック
製造番号	3Q057
型式	QC03-3P3W-EN
定格出力容量	44kW
撤去設備	・ 電気自動車用急速充電器 : 1 基 ・ 分電盤 (KJ-A) : 1 基 ・ EM 電線 (CET100°) : ブレーカー～急速充電器 ・ EM 電線支持アングル : 7 個 ・ コンクリート柱 (10m) : 1 本 ・ 支線 : 1 本 ・ 照明 (LED20 形) : 1 基 ・ EM 電線 (CE3.5-3C) : 外灯スイッチ～分電盤 ・ EM 電線 (IE1.6×3) : 外灯～外灯スイッチ ・ EM 電線 (IE14°) : 分電盤～アース

③丹波市役所 山南支所

設置時期	平成 26 年 (2014 年) 3 月
製造者	株式会社 ハセテック
製造番号	3Q056
型式	QC03-3P3W-EN
定格出力容量	44kW
撤去設備	・ 電気自動車用急速充電器 : 1 基 ・ 分電盤 (KJ-A) : 1 基 ・ EM 電線 (CET100°) : ブレーカー～急速充電器 ・ 照明 (LED20 形) : 1 基 ・ EM 電線 (CE3.5-3C) : 外灯スイッチ～分電盤 ・ EM 電線 (IE1.6×3) : 外灯～外灯スイッチ

	・ TEL 用空配管 (FEP30) : 分電盤～電柱 ・ EM 電線 (IE14°) : 分電盤～アース
--	--

④丹波市役所 市島支所

設置時期	平成 26 年 (2014 年) 3 月
製造者	株式会社 ハセテック
製造番号	3Q058
型式	QC03-3P3W-EN
定格出力容量	44kW
撤去設備	・ 電気自動車用急速充電器 : 1 基 ・ 分電盤 (KJ-A) : 1 基 ・ 照明 (LED20 形) : 1 基 ・ アルミカーポート : 1 基 ・ EM 電線 (CE3.5-3C) : 外灯スイッチ～分電盤 ・ EM 電線 (IE14°) : 外灯～外灯スイッチ ・ 電線管 (G16) : 外灯～外灯スイッチ ・ EM 電線 (IE14°) : 分電盤～アース

※④については市島複合施設（仮称）への建替え工事のため、EV 充電設備を除く施設全体が撤去されている。EV 充電設備の設置にあたって、当該施設の建設事業者と工程調整を行うこと。

※④について、当該施設は令和 8 年度からの供用開始を予定しているため、EV 充電設備の利用開始時期を当該施設の供用開始に合わせること。

- (3) 事業者は、再利用しないその他全ての撤去した設備については産業廃棄物として適法処理するものとし、その処理を証明する書類等（マニフェスト等）を本市に提出するものとする。
- (4) 本市は、EV 充電設備の設置に必要な用地について、丹波市財務規則（平成 16 年 11 月 1 日規則第 41 号）第 124 条の規定に基づき使用を許可するものとする。なお、EV 充電設備を設置する用地については丹波市行政財産の使用料徴収条例（平成 16 年 11 月 1 日条例第 55 号）第 6 条第 4 号に基づきその使用料を免除するものとする。
- (5) 事業者は、施設の駐車場区画等を十分に考慮し、施設の運用に支障をきたすことのないよう EV 充電設備の規模を提案するものとする。
- (6) 本事業の実施に伴い、国の補助事業を活用する場合は、事業者が申請等を行い、補助事業の条件に適応した内容で提案するものとする。
- (7) 事業者は、日本国内に本社を有するものとする。
- (8) 事業者は、利用者から利用料を徴収する。利用料金については、本市と事業者の協議

の上決定するものとする。

- (9) 事業者は、EV 充電設備の維持・利用により生じた電気料金を負担するものとする。

なお、EV 充電設備の利用に必要な電力は近隣電柱等から新たに引き込みし、事業者と電力会社の両者間にて新たに電力契約を締結するものとする。

4 本事業の実施期間

- (1) 利用開始時期

ア EV 充電設備は令和 8 年 3 月 31 日までに利用開始するものとする。ただし、特別な事情がある場合はこの限りではない。

イ 具体的な時期は本市と事業者との協議により決定するものとする。

ウ 「3 事業の概要(2)④丹波市役所 市島支所」については、上記アに関わらず市島複合施設(仮称)の供用開始に合わせるものとする。

- (2) 事業期間

事業期間は、EV 充電設備の利用を開始した日から起算して 5 年以上の年数とし、事業期間中は事業者の責任において、EV 充電設備の維持管理及び運営を行うものとする。

なお、事業期間終了後の取扱いとは双方の協議によるものとし、協議の結果、事業を終了することとなった場合は、事業者の負担により本事業において設置したすべての施設を撤去するとともに設置場所の原状回復を行うものとする。

5 本事業の実施に伴う条件等

- (1) 本市が所有する EV 充電設備の撤去及び EV 充電設備の設置に係る補助金申請(国の補助金事業を活用する場合)、設計・整備、運用管理、保守メンテナンス、事故・破損・故障への対応等、EV 充電設備の運用に係る一切を事業者の負担により行う。また、第三者との間における紛争等に関しては、事業者として責任ある立場で解決するものとし、本市は一切の責任を負わない。
- (2) EV 充電設備の整備等に係る各種の手続きに要する費用は、事業者の負担とする。
- (3) EV 充電設備の整備にあたっては、事業者は、事前に EV 充電設備の仕様、施工方法等を記した施工計画書を本市に提出し、本市の承諾を得るものとする。
- (4) 設置工事は、施設の運用を維持したまま行うものとし、やむを得ず停電作業等が必要な場合は、事前に本市と協議を行うものとする。
- (5) 本事業を実施するにあたり、事業者が本市との間に取り交わす協定・契約に定める義務を履行しない場合には、協定・契約を解除する。この場合、事業者の責任と負担により速やかに原状回復し、3(4)なお書きに規定する使用料の免除を取り消すものとする。
- (6) 事業者は、EV 充電設備の運転開始前後に事故や障害等が発生した場合は、ただちに本市に連絡したうえで対応し、その結果を本市に報告しなければならない。また、本市

や利用者から事故等の連絡を受けた場合についても同様とする。

- (7) 事業者は、本市の施設の建築物や電気系統に損傷又は損害を与えた場合、EV 充電設備の整備及び管理に関する本市との合意事項（協定書、契約書、行政財産使用許可書等において定める事項）に適合していないことにより本市の施設等に損害を与えた場合、及びその他事業者の責めに帰すべき事由により本市が損害を被った場合は、事業者がその損害を賠償する義務を負う。
- (8) 事業者が本事業を継続できなくなった場合は、本市が適切と認めた新たな事業者に権利及び義務を継承させることができる。
- (9) 事業者は、関係法令等を遵守するものとする。
- (10) EV 充電設備の整備にあたっては、別に本市と契約を締結するものとする。
- (11) 事業者は、毎月の充電利用回数、充電電力量を本市に報告するものとする。また、利用料金に変更があった場合についても、本市に報告するものとする。
- (12) EV 充電設備の整備にあたっては、車椅子利用者も含めた幅広い方々が利用しやすいよう、以下のガイドライン等を参考にユニバーサルデザイン・バリアフリーに留意すること。
- ・『道路の移動等円滑化に関するガイドライン』（令和6年1月 国土交通省道路局）
URL: <https://www.mlit.go.jp/road/road/traffic/bf/kijun/pdf/all.pdf>
 - ・『電気自動車用急速充電器の設置・運用に関する手引書』（CHAdeMO 協議会）
URL: https://www.chademo.com/wp2016/pdf/japan/TEBIKI_R4.pdf
- (13) EV 充電設備等の更新におけるスケジュールについて、現地及び充電スポット検索ウェブサイト等において事業者が適切な周知を行うものとする。
- (14) その他 EV 充電設備等の設備条件

充電規格	CHAdeMO (※)
定格出力容量	50kw 以上/口

- (※) EV 充電設備 1 基が 2 口以上の充電コネクタを要する場合、CHAdeMO 規格 1 口を必須とし、その他の充電コネクタの充電規格については事業者の自由とする。
- (15) 本仕様書に疑義が生じたとき、または定めのない事項については、本市と受託者の協議によるものとする。